

1 東京都地域医療医師奨学金事業について

- 平成21年度から指定大学の医学部臨時定員増（地域枠）と合わせて事業を開始
- 都内で医師の確保が困難な①小児医療、②周産期医療、③救急医療、④へき地医療の4分野で、将来医師として従事する意思がある指定大学医学部入学生に対して、卒業までの修学費及び生活費を奨学金として貸与
- 被貸与者が医師免許取得後、当該指定4領域に一定期間（9年間）従事することで、奨学金の返還が免除

2 事業実績と奨学金事業を巡る状況の変化

（事業実績）

- 令和2年4月1日時点での奨学金貸与者は361名
- 医師3年目以降で専門分野を選択した医師131名の内訳は右記

専門分野を選択した医師の内訳

小児	周産期	救急	へき地
44名	43名	39名	5名

令和2年4月1日現在

（状況の変化）

- 国の「医療従事者の需給に関する検討会」医師需給分科会で、医学部臨時定員の見直しの方向性が提示
- 「東京都医師確保計画（令和2年3月）」の策定
 - ・ 医師の偏在是正への対応の必要性（西多摩、南多摩、島しょの3つの二次保健医療圏が医師少数区域に指定）
 - ・ 総合診療機能など地域包括ケアシステムの実現に向けて必要となる要素が提示
- 「キャリア形成プログラム運用指針について」（H30.7.25付厚労省通知）で、被貸与者の医師キャリアへの配慮が規定
 - ・ 出産、育児等のライフイベントや海外留学等のキャリア形成上の希望への配慮が明記

- 東京都医師確保計画との整合性から「医師の偏在対策」や「総合診療能力の向上」等の観点から見直し
- キャリア形成プログラム運用指針の趣旨に照らして「多様なキャリアを許容」する観点から見直し

3 東京都地域医療医師奨学金の見直し(案)概要

医師の偏在対策

- **へき地医療分野の勤務要件の見直し**
(従来) 4年6月以上のへき地医療機関での勤務
(改正) へき地3年以上・多摩1年6月以内、全体で4年6月以上の勤務地域要件設定
⇒多摩・島しょに主眼を置いた「へき地・総合診療医」を養成
- **初期臨床研修先へ医師少数区域の病院を追加**
(従来) 都内の出身大学附属病院に限定
(改正) 都内の出身大学以外の地域枠実施大学附属病院と医師少数区域の臨床研修病院(医育機関除く)を追加
⇒地域枠としての一体的な教育と医師少数区域での地域枠医師のキャリア確立

総合診療能力の向上

- **救急医療分野における他診療科での研鑽**
(従来) 初期臨床研修後7年間の救急医療への従事
(改正) 初期臨床研修後3年間救急医療へ従事した場合、2年間までは救急医としての研鑽のための他診療科従事を許容
(内科、外科、整形外科、麻酔科等)
⇒幅広い診療能力を備えた「救急医」を養成
- **へき地医療分野の勤務要件の見直し(再掲)**
(従来) 4年6月以上のへき地医療機関での勤務
(改正) へき地3年以上・多摩1年6月以内、全体で4年6月以上の勤務地域要件設定
⇒多摩・島しょに主眼を置いた「へき地・総合診療医」を養成

地域枠医師のキャリア上の多様な選択肢

- **ライフイベントやキャリアアップとの両立**
(従来) 災害・育児・疾病・介護等に起因する休業時は3年を上限に返還猶予。指定勤務を継続した社会人大学院通学時のみ進学は可
(改正) 災害・育児・疾病・介護等に起因する休業時は4年を上限に返還猶予。ただし、災害・育児・疾病・介護に起因するものは必要な期間を加算
初期臨床研修後、5年以上指定勤務に従事した地域枠医師については、本人からの理由書及び所属からの推薦書により、キャリア上の必要性が認められる場合、大学院進学や海外留学により指定勤務に従事できない期間を上記の4年に通算して返還猶予
- **公衆衛生・法医学分野の研修従事の許容**
(新) 初期臨床研修後、5年以上指定勤務に従事した地域枠医師が、将来の公衆衛生・法医学分野の従事を希望した場合、キャリアの選択肢を広げるための研修勤務として都内保健所、監察医務院での勤務を指定勤務として承認

「東京の将来の医療～グランドデザイン～」の実現を支える医師を養成

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

東京都地域医療医師奨学金 現行制度・見直し案比較

	現行制度	見直し案
返還免除要件	<p>医師免許取得後、下記のいずれかの領域を選択し、都が定める都内の医療機関に9年間以上勤務した場合、奨学金の返還を免除</p> <p>【初期臨床研修】 在籍大学の都内の附属病院</p> <p>【初期臨床研修後貸与期間の1.5倍の期間の1/2以上の期間（4年6か月以上）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆小児医療 小児科休日全夜間診療事業実施医療機関 又はこども救命センター ◆周産期医療 周産期母子医療センター、周産期連携病院 又は多摩新生児連携病院 ◆救急医療 救命救急センター、独立した救急部門を持つ病院 ◆へき地医療 伊豆諸島、小笠原諸島、奥多摩町、檜原村に所在する町村立病院又は診療所 <p>【それ以外の期間（2年6か月以内）】 都内の病院で、小児医療、周産期医療、救急医療に従事。へき地医療を選択した場合は都内の病院で自己の診療科に従事</p>	<p>医師免許取得後、下記のいずれかの領域を選択し、都が定める都内の医療機関に9年間以上勤務した場合、奨学金の返還を免除</p> <p>【初期臨床研修】①～③のいずれか ①在籍大学の都内の附属病院 ②在籍大学以外の都内の地域枠実施大学の附属病院 ③<u>医療機関附属病院を除く都内医師少数区域(西多摩・南多摩)の臨床研修病院</u></p> <p>【初期臨床研修後貸与期間の1.5倍の期間の1/2以上の期間（4年6か月以上）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆小児医療 ◆周産期医療 ◆救急医療 は従前のとおり ◆へき地医療 ・4年6か月以上のうち3年以上を伊豆諸島、小笠原諸島、奥多摩町、檜原村に所在する町村立病院又は診療所 ・1年6か月以内を多摩地域の病院で勤務 <p>【それ以外の期間（2年6か月以内）】 都内の病院で、小児医療、周産期医療、救急医療に従事。へき地医療を選択した場合は都内の病院で自己の診療科に従事</p> <p>※救急医療分野における他診療科での研鑽 救急医療については、初期臨床研修後、3年以上救急医療に従事した場合、希望者には救急医としての研鑽のための他診療科従事を2年間までは指定勤務として認める。ただし、他診療科従事中も当直への従事は必須</p> <p>※公衆衛生・法医学分野の研修従事の許容 4分野のいずれを選択した場合も、9年間の指定勤務中7年以上経過した医師が、将来的な公衆衛生分野・法医学分野での勤務を希望する場合、都内保健所又は監察医療院での勤務を指定勤務として認める。</p>
返還猶予の取扱い	<p>災害・育児・疾病・介護等に起因する休業時は3年を上限に返還猶予</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆専門研修プログラムの扱い 指定医療機関が基幹施設となる専門研修プログラムの一環での都外医療機関での勤務や指定医療機関外の診療所での勤務は上記の返還猶予事由に含める。 ◆社会人大学院の扱い 指定勤務を継続した社会人大学院通学時のみ進学は可 	<p>災害・育児・疾病・介護等に起因する休業時は4年を上限に返還猶予 ただし、災害・育児・疾病・介護に起因するものは必要な期間を加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆専門研修プログラムの扱い ◆社会人大学院の扱い は従前のとおり ◆指定勤務と両立しない大学院や海外留学の扱い 初期臨床研修後、5年以上指定勤務に従事した地域枠医師は、本人からの理由書及び所属からの推薦書により、キャリア上の必要性が認められる場合、大学院や海外留学により指定勤務に従事できない期間を上記の返還猶予事由に含める。